

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分 別 解 体 等 の 計 画 等

工 作 物 の 構 造 (解体工事のみ)		☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他()		
工 事 の 種 類		☐ 新築工事 ☐ 維持・修繕工事 ☐ 解体工事 ☐ 電気 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ 電話 ☐ その他()		
使用する特定建設資材の種類(新築・維持・修繕工事のみ)		☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材		
工作物に関する調査の結果		工作物の状況		
		周 辺 状 況		
		作業場所の状況		
		搬出経路の状況		
		付着物の有無(解体・維持・修繕工事のみ)		
		そ の 他 ()		
工事着手前に実施する措置の内容		作業場所の確保		
		搬出経路の確保		
		そ の 他 ()		
工事着手の時期		平成 年 月 日		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容		分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
工 事 の 工 程 の 順 序 (解体工事のみ)		☐ 上の工程における → → の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()		
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種 類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分(注)
		☐ コンクリート塊	トン	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
		☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
		☐ 建設発生木材	トン	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
	(注) 仮設 土工 基礎 本体構造 本体付属品 その他			
備考				

以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

☐欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。